

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年11月17日(火) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 (公財) 地方経済総合研究所 主任研究員) 上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授) 柿本 竜治 (熊本大学 大学院自然科学研究科 教授) 渡辺 千賀恵 (東海大学 非常勤講師)	
審議対象期間	平成27年7月1日 ~ 平成27年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 川内委員欠席
一般競争入札	1件	
条件付一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	件	
談合情報	有(4件)	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○熊本県入札監視委員会運営要領によると、「委員会は公開・非公開を決定するものとする」とある。</p> <p>平成25年度から審議の一部を公開している。今回も議事の公開・非公開について、事務局から提案があっている。</p> <p>「議事（4）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち総合評価判定に係る審議及び「議事（5）委員間の意見交換」を非公開とすることについて</p> <p>○異議なし。</p> <p>○「議事（4）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち、総合評価判定に係る審議、「議事（5）委員間の意見交換」については非公開とする。</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「<u>議事（4）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</u>」のうち、総合評価判定に使用している総合評価判定シートについて、熊本県情報公開条例第7条第1項第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考え、不開示情報と判断している。このため、総合評価判定に係る審議については非公開と考えている。</p> <p>次に、「議事（5）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H25～27年度上半期の熊本県発注工事入札結果の推移（資料1）】 ○特になし</p> <p>【平成27年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○特になし</p> <p>【農林水産部の建設工事における最低制限価格算定誤りについて（資料3）】 ○最低制限価格の算定誤り42件中7件は、落札者と本来の落札者が異なるということだが、この7件について既に工事は着手していたのか。</p> <p>○今回の事例に限らず発注者の瑕疵の場合、どの時点で発覚したら取消しになるというような規定はあるか。</p> <p>○この7社から特に不満はなかったか。県に対して賠償請求はあっていないか。</p> <p>○今回は農林水産部のみの調査による報告で、今後、土木部他全庁的に調査を取りまとめ公表するということが、次に同様のミスが起こったとき謝罪だけでは済まされない。ミスが起きるという前提でどうすべきか議論をする必要がある。（コメント）</p> <p>○最低制限基準価格の算定は、担当者一人で行うのか。</p> <p>○そのルールでもミスは起きた。今回は、入力欄を間違えことによる単純なミスだが、結果の影響は大きい。防げるミスだったはずなので、今後はチェック機能体制を見直す検討が必要。（コメント）</p> <p>○今回のケースでも最低基準価格にランダム係数がかかっていたか。</p>	<p>（事務局） ○資料1から4を報告。</p> <p>○着手していた。</p> <p>○規定はない。個々のケースにより賠償責任も踏まえ総合的に判断している。</p> <p>○不満は全くないという訳ではなかったが、今回はやむを得ないという回答であり、現時点では賠償請求もされていない。</p> <p>○算定は担当者が一人で行い、班長が確認を行うルールになっている。</p> <p>○かかっていた。</p>

意見・質問	回答
<p>○年度によって発生件数が異なるのは、担当者が変わったからか。</p> <p>○最低制限価格制度は、改善を重ねてきた結果、仕組みそのものが複雑で難しくなっているようだ。特に算定については、制度に習熟していなければミスをしてしまうような難しさがあるように感じるので、もっと単純明快なシステムにした方がいいのではないか。(コメント)</p> <p>【入札契約方式別発注契約工事一覧(資料4)】 ○特になし</p> <p>【指名停止の運用状況一覧(資料5)】 ○特になし</p> <p>3 談合情報及び県の対応状況の審議(資料6)</p> <p>【4件共通】 ○事情聴取を行って、今までに談合事実を肯定した事例はあるのか。</p> <p>○調査する側に強力な調査権限がなく、警察のように尋問のプロではない。調査権限や調査のやり方に限界がある。(コメント)</p> <p>○談合情報提供者が匿名でも調査を行うのか。情報が寄せられた場合全てにおいて調査をしているのか。</p>	<p>○鋼構造物工事という工事内訳が複雑な工事の集計過程でミスが発生した。また、平成20年度は入力チェックシートそのものがなかったため担当者の制度の理解不足により算出を間違えていたと思われる。平成21年度からチェックシートを導入したが、チェックシート中の費目振り分けそのものが分かりにくく、チェック機能が働かずミスが起きてしまった。</p> <p>○過去には談合を認めたケースもある。</p> <p>○情報の信憑性によって公正入札調査委員会を立ち上げるか発注所属で判断している。一般的に匿名だと信憑性が低いと判断し、調査は行わないが、報道各社からの情報提供の場合は、取材源を秘匿としているので通常は委員会を立ち上げて調査を行っている。</p>

意見・質問	回答
<p>○大規模工事になると、工事に反対する住民が偽の談合情報を流して工事を妨害しようとするかもしれない。真実を見極めるのが難しいと思うが、信憑性を判断し調査するということがなのでそれなりの対応基準があることが分かった。</p> <p>○今回のケースでは、情報提供を受けた日が、入札後であったり入札前だったりまちまちだが、情報提供日が入札日前後で何か対応が変わるのか。</p> <p>○入札後だと（調査の結果次第で）落札決定取消しや、契約解除等の手続きがあると思うが、入札前だと指名業者を入れ替えるのか。</p> <p>○談合情報提供者は、匿名であるのが一般的と考えられる。匿名であるから信憑性が低いというのは本来あってはいけないと思うが、一方であまりに情報を過信し、機敏に対応しすぎると混乱が多発する可能性もある。この板挟みの中でいかに対処するかが大切だと考える。（コメント）</p> <p>（１）三本松甲佐線単県沿道環境整備（道路改良）工事他合併</p> <p>○情報提供者が当該工事の指名業者であるのに事情聴取では談合の事実を否定したのか。</p> <p>（２）稲生野甲佐線活力創出基盤交付金（改築）（岩淵橋A 2橋台）工事</p> <p>（３）荒尾長洲線広域連携交付金（道路改築）道路改良工事</p> <p>（４）国道324号防災・安全交付金（改築）（仮橋設置）工事</p>	<p>○開札前、開札後契約締結前、契約締結後のそれぞれフロー図で手続きの流れを示している。開札前であれば、事情聴取後に誓約書を提出させたうえで開札を行う。事情聴取後に談合の事実があったと認められない場合、開札後契約締結前であれば、誓約書を提出させ契約を締結し、契約締結後であれば、誓約書の提出は求めず工事を続行している。</p> <p>○昨年度の当委員会で報告した例だが、一般競争入札において、他社の内訳書添付による談合が疑われたケースで入札を中止した。再度の入札は、工期の問題で分割発注し指名競争入札としたが、関係した業者は指名から外した。</p> <p>○事情聴取をしたところ指名を受けた全社が談合の事実を否定し、誓約書を提出したため談合の事実はないと判断した。</p>

意見・質問	回答
<p>4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</p> <p>(1) 抽出結果報告(資料7) 秋野委員説明</p> <p>(2) 抽出事案審議(資料8)</p> <p>【指名競争入札全体】 ○3件中2件は、事前に最低制限価格が計算できる幅があるにもかかわらず落札率が99.57%、99.23%と非常に高く、入札額にばらつきがないのは不自然ではないかという印象はある。 (コメント)</p> <p>①第四阿蘇地区農業競争力強化基盤整備事業第4号工事</p> <p>○調書を見ると、指名業者の指名回数と契約回数が全体的にバランスがよすぎるような印象を受ける。(コメント)</p> <p>○落札業者は、同じ第3号工事も落札している。第4工事と同様に第3号の落札率も99.52%と高い。(コメント)</p> <p>②熊本駅周辺連続立体工事業(西山水路)(負担金)工事他合併</p> <p>○三者が辞退しているが、辞退の理由は何か。</p> <p>○入札前に10社同士はどこが指名を受けているか知っているのか。</p> <p>○3社が辞退していることを他の7社は知り得るか。</p> <p>③国道325号広域連携交付金(舗装補修その1)工事 ○特になし</p>	<p>○特にヒアリングをしている訳ではなく推測ではあるが、3社中2社は工事施工場所が離れていたこと等が理由ではないかと考える。</p> <p>○入札前(指名通知をした時点)に指名業者を公表しているのを知っている。</p> <p>○業者は開札結果公表まで知り得ない。発注者は入札前締切りをした時点で知り得る。</p>

意見・質問	回答
<p>【一般競争入札全体】</p> <p>○1回目の入札参加者が1者の場合は、入札を取消し、再度の入札でも参加が1者だった場合、評価技術点最低点の基準はあるか。極端な話、価格点以外0点であっても成立することになる。</p> <p>○総合評価において技術点の最低点の基準がないことに不安を感じる。年々総合評価落札方式の工事件数が増えているので、今後に向けて課題とする。(コメント)</p> <p>④阿蘇管内治山激甚災害対策特別緊急事業第45号工事</p> <p>○特になし</p> <p>⑤国道445号27年発生道路災害復旧(瀬目トンネル)工事</p> <p>○再度の入札でも参加者は1JVだったが、何か理由があるか。</p>	<p>○基準はない。</p> <p>○トンネルを掘り直す際に地すべりブロックに対する影響を回避すること、既設トンネルに新しいトンネルで掘削した泥を埋めることにしているが、埋めてしまうまでに既設トンネルに現状以上に変状を起こさせないようにする等、高度な技術力を必要とするためではないかと考える。</p>